今治広域都市計画地区計画の変更(今治市決定)

都市計画鳥生地区(東鳥生)地区計画を次のように決定する。

御中計画局主地区(果局主)地区計画を次のように決定する。 									
	名称	鳥生地区(東鳥生)地区地区計画							
	位置	今治市東鳥生町3丁目、東鳥生町4丁目の各一部							
	面積	約 12. 7ha							
	地区計画の目標	当地区は、市道内港浜ノ窪線の沿道等に位置する交通要							
		所で、流通業務産業の近代化、集団化を図る適地であり、							
		また流通業務産業にとって快適な操業環境を確保できる的							
		地である。							
		本計画は、この優れた立地条件を活かし、計画的に秩序							
		ある一体的な公共施設等の整備をすすめるとともに、職住							
		混在により発生する都市環境阻害を解消し、土地の合理的							
		な利用により事業所と従業者住宅等とが調和するまちづく							
		りを図り、安心で快適な職住調和の地区を形成することを							
		目標とする。							
区域	土地利用の方針	当地区は公共施設の適切な配置や土地利用の転換によ							
		り、相隣環境に配慮しつつ、流通業務産業の作業所環境と							
o o		居住環境が調和したまちづくりを図る。							
】 整 備 · 開 発 及		1. 公共施設の整備を図り、安全で快適な市街地の創出を							
		図る。							
		2. 緑豊かなゆとりのある空間の確保により相隣環境に配							
		慮しつつ、安心して操業できる環境を創出して、広域							
		的で多様な物流機能を担う流通業務産業の事業所の集							
び		積を図る。							
保	地区施設の整備方針	当地区の健全な土地利用の増進と良好な地区環境の形成							
全		を図るため、次の施設を配置する。							
の		1. 円滑な通行を確保し、地区環境を形成するため区画道							
方	てのルルミナルロの軟件 88%	路を配置する。							
針	その他当該地区の整備・開発	1. 緑豊かなゆとりのある環境を形成するため、建築物の							
	及び保全に関する方針	用途、配置等に留意して整備を図る。 2. 隣接する敷地沿いは緑化等により快適な環境を確保す							
		2. 隣接する熟地石いは緑化寺により伝過な環境を確保するため、壁面の位置を制限する。あわせて、敷地内の							
		るため、室面の位置を削減する。めれどで、敷地内の一緑化を図る。							
		ildy i口 C 区 の o							
		 1. 流通業務地区は、緑豊かなゆとりのある環境を形成す							
		るため、建築物の用途、配置等に留意して整備を図る。							
		2. 流通業務地区おいては、隣接する敷地沿いは緑化等に							
		より快適な環境を確保するため、壁面の位置を制限す							
		る。あわせて、敷地内の緑化を図る。							

	地区施設の配置及び規模			1. 道路					
					区画道路	幅員6m	延長計	約1,	0 0 0 m
					区画道路	幅員4m	延長計	約	70 m
		#F 6 F /\	区分の名称	複合住	宅地区	沿道サービ	ス複合地	産業業	終複合地区
地		地区の区分	区分の面積	約0.	2 h a	約1.	8 h a	約1	0.7ha
区	建	建築物等の形態		壁面の位置の制限					
整	築	又は意匠	この制限	建築物の壁もしくはこれに代わる柱の面から道路境界線					
	物			を除く敷地境界線までの距離の最低限度は 0.5m とする。					
備	に								
計	関								
画	す								
	る								
	事								
	項								
	I								
	備考								

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由

当地区は、市道内港浜ノ窪線の沿道等に位置する交通要所で、流通業務産業の近代化、集団化を図る適地であり、また流通業務産業にとって快適な操業環境を確保できる適地である。

本計画は、この優れた立地条件を活かし、計画的に秩序ある一体的な公共施設等の整備をすすめるとともに、職住混在により発生する都市環境阻害を解消し、土地の合理的な利用により事業所と従業者住宅等とが調和するまちづくりを図り、安心で快適な職住調和の地区を形成することを図る「鳥生地区(東鳥生)地区地区計画」を行うものとする。